

大阪市告示第1626号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和7年12月1日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年12月8日（月）	
	令和7年12月15日（月）	
	令和7年12月22日（月）	
	令和7年12月28日（日）から 同月29日（月）まで	
	令和7年12月30日（火）から 同月31日（水）まで	午前9時から 午後5時まで

2 臨時休場

施設名	年 月 日
靱庭球場	令和7年12月31日（水）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和7年12月2日（火）から 同月7日（日）まで	午前9時から 午後9時まで
	令和7年12月9日（火）から 同月14日（日）まで	

	令和 7 年12月16日（火）から 同月21日（日）まで	
	令和 7 年12月23日（火）から 同月27日（土）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）